

- ◎ 内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表  
 ○ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第二条関係)

(傍線部分は改正部分。網掛部分は修正部分)

修正案	修正案	現行
<p>(所掌事務等)            第二十六条 (略)</p> <p>2 第二十八条第一項に規定する本部長は、前項に規定する事務(高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。)のうち次に掲げる事項に係るもの及び第二十条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第三十条第二項第二号に掲げる者をもって充てる同条第一項に規定する本部員に行わせることができる。</p> <p>一 府省横断的な計画の作成</p> <p>二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成</p> <p>三 施策の実施に関する指針の作成</p> <p>四 施策の評価</p> <p>3 前項に規定する本部員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、</p>	<p>(所掌事務等)            第二十六条 (略)</p> <p>2  本部は、前項に規定する事務(高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。)のうち次に掲げる事項に係るものを第三十条第二項第二号に掲げる者をもって充てる同条第一項に規定する本部員に行わせることができる。</p> <p>一 府省横断的な計画の作成</p> <p>二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成</p> <p>三 施策の実施に関する指針の作成</p> <p>四 施策の評価</p> <p>3  前項に規定する本部員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、</p>	<p>(所掌事務)            第二十六条 (略)</p>

<p>第二十八条第一項に規定する本部長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。</p> <p>(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 長)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本部長は、第二十六条第二項に規定する本部員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、当該本部員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>4 本部長は、第二十六条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。</p>	<p>第二十八条第一項に規定する本部長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。</p> <p>(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 長)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本部長は、第二十六条第二項に規定する本部員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、当該本部員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 長)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--	---

○ 内閣法等の一部を改正する法律（附則第一項関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日を遅い日から施行する。</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日を遅い日から施行する。</p>